

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 7 年度第 2 回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 7 月 31 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室
4. 出 席 者 氏 名	（委 員）寺本博美（会長）、水谷勝美（会長代理）、 高畑明弘、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、 砂子美由紀 （事務局）総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、 職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

- ・議会の議員の報酬の額について

2. その他

議事録

別紙

令和7年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和7年7月31日午前10時00分

市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】 寺本会長、水谷会長代理、高畑委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 総務部 池田部長

職員課 橋本課長、高山給与厚生係長

【議事録】

（事務局）本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和7年度第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日の出席委員は8名中7名、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事進行につきましては、寺本会長お願いいたします。

（会長）改めまして皆さんおはようございます。新しい議員24名が選出されました。今回は前回に引き続きまして、議員の報酬をどうしていくかが議題でございます。

前回の審議会では、今年の2月に行った審議会についての振り返り。そして4月以降の議員報酬に関わる情勢について、資料を基にした説明を事務局からさせていただきました。それに基づいて委員の皆様からご意見を伺いました。議員定数と報酬等の関連について、色々ご意見がございました。人口や定数、それから報酬の額、そういった変数についての相関関係を見てはどうかということが委員の方からの提案にありました。事務局にそのあたりの資料を整理するように指示いたしましたので、それぞれの手元に届いていると思います。それに基づきながら話をしていきたいと思います。

まず資料1について、事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

（事務局）それでは、事務局から資料1についてご説明をいたします。右方に資料1と書かれたA4サイズの資料の方をご覧ください。

先ほど会長からお話ございましたように、前回の会議の中で複数の委員の方々から他市との比較、特に人口であるとか、報酬との相関関係、そういったものに着目してはいかがか、というご意見を頂戴いたしました。それを基に作成いたしましたのが資料1でございます。

見出しが「議員一人あたりの人口と議員報酬との相関関係について」でございます。今回の審議会での大きな焦点とも言えるところが議員定数削減の影響という部分もございましたので。住民基本台帳上の人口を議員の数、正確には議員定数で除しました議員一人あたりの人口になります。単純に申し上げれば、議員一人あたりがカバーすべき住民の数、担うべき人数とも考えられます。それと報酬の額との関係について示させていただきました。

まず1ページ目の(1)といたしまして、松阪市の議員定数が28人だった場合の三重県内の14市の比較でございます。その表に記載しています住民基本台帳上の人口につきましては、各市が公表しております4月1日時点のものを使用しております。ただし、自治体によりましては、3月31日時点の数字であることをご承知いただきたく、以降はすべて4月1日として説明いたしま

す。

黄色い網掛けの部分が松阪市になりますけれども、この4月1日時点で公表されている住民の数については、15万5,333人となっています。同じく4月1日時点での議員定数については28人でございますので、この住民の数を28で割りますと、議員一人あたりの人口については5,548人ということになります。対して報酬については、現行では449,000円ということになります。この議員一人あたりの人数の議員報酬との関係、これを市ごとに示したものが下の散布図になっています。

そして各市が分布している点の近似しているところ、すなわち、最もよく当てはまるようなところに引っ張った直線が回帰直線と呼ばれるもので、赤い斜線になっております。議員一人あたりの人口と報酬との関係、モデルを表したものになっております。ご覧いただいているとおり、松阪市の位置付けというのは、直線よりも下側にはなってしまいますけれども、現状そこまで大きく外れてはいない、ということが事実としてご覧いただけるかと思えます。

ちなみに松阪市の回帰直線上の金額、理想というわけではありませんけれども、この松阪市の点を垂直に伸ばした青い点と赤い点線が交わるところの金額については476,068円となっております。

続きまして一枚おめくりいただき、2ページ目の(2)でございしますが、先ほどと同じ三重県内14市との比較でございします。ただし、松阪市においては議員定数が24になった場合の相関関係となっています。松阪市の4月1日時点の住民基本台帳の人口、15万5,333人を議員定数24人で割りますと、議員一人あたりの人口については6,472人と、28の場合から1,000人近く増えることになります。その他の市の状況については、1ページ目と全く同じ状況でございします。

これらの関係を示したものが下の図になります。松阪市の位置ですけれども、報酬の額、すなわち縦軸は変わりませんので、純粹に横軸となる一人あたりの人口だけが伸び、松阪市の点については右の方に移動する形になります。一つ前のページの図と比べてもらうとよく分かると思いますが、松阪市は回帰直線からかなり外れた位置に移動してしまうことになることが客観的に見て取れます。

続きまして3ページ目になりますけれども、今度は類似団体で同様の相関関係を示させていただきました。毎年の審議会の冒頭にお配りしております説明資料の中で、他市との比較資料におけます鈴鹿市は三重県内の比較に含めていたのですが、三重県内にありながら類似団体でもありますので、今回はこちらにも鈴鹿市を含めさせていただいております。

(3)につきましては、4月1日時点の人口における松阪市の定数が28人だった場合の比較になってございします。こちら下の段をご覧いただきますと、松阪市の方は回帰直線よりも下の方に位置しておりますけれども、そこまで大きくは外れていないということが客観的に見て取れるかと思えます。

ただ、類似団体との比較については、ご覧のとおりバラつきが多少ありますので、直線の精度という点では三重県内と比較するとそこまで高いというものではございません。

続きまして、4ページ目でございしますけれども、こちらは松阪市の議員定数が24人になった場合の類似団体との比較になっています。下の散布図でございしますが、こちらも松阪市の方は回帰直線と言われるモデルから、かなり外れた位置に移動してしまっているということが客観的に見て取れるかと思えます。県内14市との比較もそうでしたが、定数が減ることで議員一人あたりの人口、議員が担うべき、カバーすべき住民の数が増えることで、このように回帰直線から大きく外れるということが客観的に確認できます。

続きまして5ページ目の資料でございしますけれども、前回の会議の中で、人口と議員の報酬の相関関係の議論になった際に、市長なども同じように考えていくべきではないか、といったご指摘

もいただいております。そこで、今回参考にはなりますが、市長の給料額について、同様の相関関係を三重県内 14 市と類似団体 17 市、それぞれで分析いたしました。

市長につきましては各市一人しかおりませんので、単純に住民基本台帳の人口と給料月額との比較という形になります。こちらをご覧くださいますと、三重県内の比較では、回帰直線の近い位置にあることが客観的に見て取れるかと思えます。

次のページについては、同様に類似団体も分析させていただきました。こちらにつきましては、類似団体ですので人口としての開きはなく、同じような人口の中で給料月額に開きがございますので、散布図としてはかなりバラつきがございます。従いまして回帰直線の精度はかなり低くなるということが言えますが、松阪市の位置は、回帰直線より上にあるというところで、そこまで低い位置にはないということが図から見て取れるかと思えます。

以上、簡単ではございますが、議員一人あたりの人口と議員報酬の相関関係についての説明を終わります。

（会長）ありがとうございました。このように散布図を取ってみると、意味がわかりやすい。これは本日の議論の前提になっていく資料と考えております。

説明の中で相関と回帰直線という言葉が出てきました。相関分析と回帰分析というのは少し違います。回帰分析というのは原因と結果の関係の中から因果関係をはっきりさせて、こうすればこうなりますという方程式です。原因と結果を中心に見ていくというのが回帰分析の主たる目的なのですが、相関分析の場合は二つの変数があって、その二つの間にどんな関係があるのか。どちらが原因でどちらが結果、などいうことはあまり考えない。時々マスメディアなどでも、相関関係をまるで因果があるような議論がされている。そこだけは注意していただければと思います。

今日のテーマは定数削減の影響が主体になっておりますけれども、これは材料の一つにしながら議論を進めていきたいと思えます。昨今の経済的な状況、政治経済状況、社会状況、これらは非常に連動的であります。また新しい議員もこれから 24 人でどうやって進めていくか、いろいろと状況も変わってくると思えます。

まずは、議員の報酬を引き上げるべきなのか、引き下げるべきなのか、あるいは据え置きのままでもいいのか、ということをもう一度ここで確認をしておく必要があるだろうと思えます。この報酬等審議会として、それぞれの委員がどういうお考えなのか、そこをまとめておかないと次の議論へ進めないなので、よろしくお願いします。委員からお願いします。

（委員）参議院の選挙と同時だったので、ある程度投票率も上がったのかなと思うのですが、前回 30%くらいだったのが今回 60%近くに上がったというのは、議員の皆さんの努力の一つかな、というのは感じています。そういうところからも、報酬は下げるのではなくて。報酬を上げるのであれば皆さんの意見に従わせてもらいます。具体的にいくら上げるというのはなくて、上げていただけるとありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

（会長）続けて委員をお願いします。

（委員）引上げ、引下げ、据置きの 3 択ということであれば、前年の流れから会議が 3 回、4 回に渡っている。引上げの方向で。ただ、どれだけというのは分からない。

（会長）委員をお願いします。

（委員）前回の資料を持ってこなかったの、的外れなことを言ったらすみません。その方向性は1月に決まったのではないかと考えていて。先ほど焦点が議員定数の削減の影響とおっしゃいましたが、最初から別で考えようということになっていたと思いますし、焦点にすべきではないと思います。今回は24をベースに考えて、28の線はいらないと思うのですけど。状況に応じて引き上げ、据え置き、引き下げ、そういうものではないかと僕は思っています。なので、1月の状況通りでいいかなと思います。

（会長）わかりました。ありがとうございます。委員お願いします。

（委員）私も皆様と同じで引き上げる方向でいいかと思っています。その時の議論でもありましたように、本当に日々物価高で大変なことが起こっていることを皆が実感している世の中になってきていますし、引上げの方向でお願いします。

（会長）委員お願いします。

（委員）1月から2月にかけての審議会の議論では、この金額で、ということだったと思うのですが、議員定数減の影響を考えるべき、という附帯意見がついたということで、改めて議員定数減について検討するとういう資料ができたということでございます。そうしたところを考えて、引上げの方向で。

（会長）委員お願いします。

（委員）私も1月の最後の議論では、物価高で市民が苦しい状況なのに議員報酬を根拠なしに上げるのはどうか、という意見を述べさせていただいたと思います。ただ、この資料を見ると、松阪市がすごく下にあつてということがわかる。報酬というのは一人一人の税金から成っているのかなと思うと、上げてもいいのかなという意見です。

（会長）はい。では概ね引上げの方向で、というのがこの委員会の総意と考えていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

（会長）それでは引上げの方向、ということでここから議論を進めてまいりたいと思いますけども、委員からの意見にもありましたように、具体的にどれだけ、というと難しいものもあると思いますが、参考資料を事務局側で用意していただいておりますので、それについて説明をお願いします。

（事務局）それでは、事務局の方から資料2についてご説明いたします。先ほどお配りいたしました、右上に資料2と書かれた資料をご覧くださいと思います。資料1でお示しました議員一人あたりの人口と議員報酬との相関関係、こちらを基にさらに検討を進めさせていただきます。

前回の会議の中で相関関係の議論になった際に、一対一の相関関係では議論が単純化しやすい

というようなご意見もいただいておりますので、他に報酬額の決定に作用するような変数は何が適当かということを検討していく中、過去の会議の中でも度々ご意見を頂戴しております「財政力」について着目いたしました。県内であれば、例えば四日市市をはじめとした北勢地域、類似団体であれば、自動車産業が盛んな愛知県内の市、こういった財政的に裕福とされる自治体とは、財政力において格差が生じているというのは感覚的にも認識いただいているかと思います。その市の財政の豊かさを数値に示したものが財政力指数と呼ばれるものになります。

資料2の1ページ目の1番ですけれども、財政力指数の定義について改めて示させていただきました。

(1)財政力指数とは、地方交付税の規定により算出したしました基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3回の平均値となります。今回については令和3～5年度の3回の平均を示させていただきます。令和6年度につきましては、速報値として出てはおりますけれども公表されておりませんので、令和5年度までの3カ年が現時点での最新の数字ということになっております。

財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、地方税の収入能力がどの程度か、地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示す、と書かせていただきました。

例えば家の家計に例えるならば、基準財政収入額というのは、お給料とか年金とか、そういった家計に入ってくる収入にあたります。一方、基準財政需要額というのは、例えば食費であるとか、光熱費など、支出にあたるものと言えます。

収入と支出を差し引きいたしまして、当然収入の方が多ければ預貯金や投資に回せますので、家計として余裕があると言えます。一方で支出の方が多い場合については、いわゆる赤字になりますので、何らかの資金調達をしてくる必要がございます。

地方自治体におきましては、この財政力指数が1に近づくほど財政力に余裕があるというのが一つの指標になり、1を超えるということは収入の方が多いいということになりますので、先ほどの例でいうと、家計の方でも収入の方が多いいという形になります。

1ページ目の下の方に県内14市と類似団体17市の財政力指数を含めた表をお示しさせていただきました。ご覧いただいている通り、財政力指数が1を超えている団体はごくわずかとなっております。全国的な平均は0.49とか、0.5前後とも言われております。

税金の収入額より支出が多い自治体はどうやって運営をしているのかと申し上げますと、この財政力指数に応じて、国の方から地方交付税という、財源を補填するためのお金が交付されます。これを受けることで、各自治体が運営を続けていけているというのが一つあります。逆に1を超えている団体につきましては、国から地方交付税をもらわなくても経営が維持できると判断されており、地方交付税の不交付団体という呼び方もされております。

この財政力指数に比例して議員報酬の額が高いかということ、必ずしもそうではないけれども、例えば報酬を引き上げる際の議論になった場合になった場合、市民の感情的には、財政力指数が高い、財政的に裕福な自治体の方が反発は少ないのではないかとということも予想できるかと思います。

民間企業の方でも、同様の考え方ができるかと思います。経営がうまくいっている会社であれば、役員報酬の引き上げに対して容認していただける従業員もしくは株主、そういったところが多いかと思いますが、経営状態があまり思わしくないにも関わらず役員報酬を大幅に引き上げるといった行為については、従業員や株主から多くの反発があろうことも予想できるかと思います。

財政力指数が高いから何をしてもいいということにはなりませんけれども、議員報酬の財源というのは委員もおっしゃっていただいたように税金から賄われているということからも、各自治

体の財政力、財政の豊かさといえる財政力指数という変数は、一つの要素として付け加えてもいいのではと判断いたしました。

ここで一旦説明を切らせていただいて、ご意見やご質問があればお願いいたします。

（会長）今までのところの説明で何かもう一度確認をしたいとか、わからないところとかございましたら、どうぞ挙手をしてご発言をいただければと思います。

（委員）先ほど少し発言させてもらったのですが、28と24の話は議員の定数を変えたら、審議会を開くのか、しなくていいかなと思う。タイミングとしての参考としては前回で決めるはずだったのに今回まで延びたのは、定数減ってからの方がいいやろ、すっきりしてからの方がいいやろ、という何かそういうものだったと思うので。なので気にせず24で考えればいいかなと思います。

あるいは定数を変更した時に、毎回開くのは違うかなと。財政力指数を入れていただいた。で、そこから人口の話と重回帰分析ということでもいいかなと思うのですが。ただ、あくまで絶対的な指標がないよという前提でこの話をした方がいいのだろうなと。ないので、審議会としてこういうのを今回は検討するというのを前置きして。

今回これを採用したら、今後これが有効であるというのは判断できるが、毎回これを採用するわけではない。あるいは審議会を開く場合も、これは市長の諮問で開始される。そういった基本のことは大前提の真ん中に。

（会長）委員おっしゃるように、これが、という形を方程式などで表すことはできないし、民間の場合は生産性を数値化できるけど、議員はそういうわけにはいかない。裁量的な、いわゆる労働といいますか、つまり何時から何時まで、これがないわけで。そういったものをどうやって把握するか。

なぜ人口当たりの比較が出てきたのかということは、三重県内の他市と比べて、あるいは類似団体と比べてあまりにも外れていればちょっとおかしいのではないかと、はっきりと示せるだろうと。そういう一つの参考と言いますか、説得力があるような参考資料と考えてもらえればいい。

（委員）財政力指数を持ち出すと、現状のままでいいのじゃないかとも考えられますけど。松阪市って多分7番目ぐらいでしょ。松阪0.59ですよ。トップ1.14で、0.67とか0.60とかたくさんあるんですけど。

（会長）本来財政力指数というのは、基準財政収入額、松阪市の税収がどれだけあるかということですよ。それによって影響を受けるので。松阪市は全体的に見ると、順番に並んでくると、四日市、津、鈴鹿、松阪と並んでいますね。だいたい色んなところでナンバー4ですよ。なかなかそれを超えていけない。

（委員）7番目ですよ。

（会長）いなべ市とかこのあたりはちょっと特異だと思うのです。桑名とか、鈴鹿とか、四日市、津に続いて考えると5番目。並んでいるところずっと見ていって、鈴鹿、桑名、津、四日市と、北の方はどうしても高いですから。都心の特徴と言いますか、生産都市なのか、消費中心の都市なのか。考えてみるとちょっと違うのかな。どうも伊勢とか古いところは消費が強い。

（事務局）失礼いたします。私も財政力指数を見ていく中で、単純に財政力指数が高ければ高いほど報酬は高くなるという傾向を持つのかなと思っていたのですが、後ほどまた申し上げますけれども、重回帰分析という財政力指数と報酬との関係性を分析していくと、報酬のモデルとする式が導き出されます。単純に財政力指数が低いから低くていいとかではなくて。分析データの中で、財政力指数と報酬との関係性みたいなものが一つの係数として出てくるので。説明がなかなか難しいのですが、あくまでも指数が高いから報酬が高くなるような係数が出てくるのではなくて、今の財政力指数と報酬との相関関係というか。そういうものが結果的にモデルとして表れてくるという形です。財政力指数が高いと報酬額が高くなるとか、逆に低いから報酬を下げるように式が作られているとか。そういうふうな傾向にはならないということと分析している中で感じました。また後ほど説明はさせていただきます。

（委員）議員一人あたりの人口と財政力指数の相関関係ってあるのですか。この表を見る限り見出せないですけども。これ重相関っていう書き方してあるのですけども。

（会長）議員一人あたりと財政力指数、この間は見えてないです。議員報酬があって、それと議員一人あたりの人口と財政力指数。当然議員一人あたりの人口と財政力指数の関係を見るなら、別途に相関分析を取らないといけない。

（委員）わかりました。

（会長）類似団体の数字を見ると、三重県は豊かな感じがします。感覚的に私がそう思っている。

（委員）余談ですけど、三重県の最金って全国都道府県別でベスト 10 ですよ。びっくりですよ。この 10 月にまた変わるでしょうけども。

（委員）先ほど会長からいただいた意見。今の委員の意見。委員が悪いとは思わないですけど、その数値の是非をこの場で考える僕らは求められていない。もっと単純だったはず。それは事務局の調整というか。まずそうじゃなくて。特別職報酬等審議会があって、それで市長。そこから議員も入れますか、これが今の流れで、入れますと。市長に準じた話なわけで。これだけ取り出してきたらその時点でぶれぶれなんです。だから 1 月の話を入れとけと言ってるんですよ。なので、そこからの流れで一旦上げると。2 万円だったか、3 万円とか二段階ぐらいあったけど。その前提で次へ行かないと。ゼロベースでこの話をし始めると、人によって話変わるんで。何の学問の世界か分からないですけど、ちょっと細かい、入り込みすぎてるかなという気がします。

（会長）要するに諮問というのは、市長がどうだと聞いてくるわけで、それに対して審議会が答申を出すわけですよ。それは見極めなければいけない。我々は「こういうふうに審議しました。」って答申を出すことが役目だから、24 人の報酬をここで決めるということではない。それほど我々に権力はない。あくまでも答申。

（委員）1 月 2 月の議論で、そこでいろんな情勢を踏まえての 449,000 円ということで審議したが、附帯意見がついたことで、要するにそれ以外の何かで議論していかないと前に進んでいかな

いということ。

一つの材料として、こういう傾向があるんじゃないかということで、これを作っていたいたの上ではと思います。よって、1月2月の議論、所々の事情を勘案して決定されたということの上に、理論的な合理的なものがないと前に進まない。1月2月に済んでいる話をまた蒸し返すという話になるので、これを提示していただいた、ということで私は理解しました。

統計的なところで言いますと、これは有意水準 95%で統計はされていると思います。

で、2 ページ目、分散分析表の t 値は 2 以上であればこの変数が有意であるということを意味します。従って、この財政力指数の t 値は 1.998238。これは観測数によって変わってくると思うんですけど。この 1.998 は非常にぎりぎりだと思いますが、ぎりぎり意味のある。ここに変数を持ってきても統計的に意味があるということだと思います。

逆にいうと、3 ページ目の類似団体 17 市でやると、 T 値が 0.84821 で。これで持ってくると、財政力指数は有意ではないということ。

従って、財政力指数がふさわしいかどうか、先ほどの相関関係の話で出ていたと思いますけど。この枠内で考えたら、ぎりぎり重相関で、重回帰分析についても意味はあるんだろうなと思います。じゃあこれを基にどうするのか、半分ぐらいで収めるかとかの議論も必要ですが。そのへんが結果的に出してもらったと思うんですけど。賃上げがどれぐらいになるかちょっとわかりませんが、民間の賃上げ率も上がってしまうということであれば、それはなかなかどうなんだという話になってくるんじゃないかなと思いますので。

逆に市長の給料も三重県内については、これまでもちょっと低いということもこの審議会では認識されていて、徐々に上がっていった結果、回帰直線上に近づいてきているということなので。それはそれで評価していいと思います。

従って、例えば資料 1 の 2 ページ目のところで、定数 24 の単相関のところですが、おそらくこれでいくとプラスマイナス 1、標準偏差のところにも収まってないかなと思います。プラスマイナス 1、標準偏差というのは、この回帰直線から 68% ぐらいのところにおおよそ収まっている。1 ページ目の単相関の回帰直線を見てみると、これはプラスマイナス 2、標準偏差 95% ぐらいのところで 14 市町が収まっているかもわからない。そうすると外れているということであれば、68% のところから外れているということであれば、最低限そこまでは上げるとかですね。

これを元に色々議論することはできるかと思うんですけど、なかなか時間の都合上、そこまでなかなか踏み込んでやるものでもないと思いますので、そういったところも議論を前へ進めて行くための材料として見ていけばいいんじゃないかなと思います。以上です。

(会長) こういう細かな話は議論が違う方向に行ってしまう可能性がある。こうやって見ても、納得いくかというとなかなかそうはいかない。こういうデータを見ると頭が真っ白になってしまう、数式があると真っ白になるという方もいらっしゃるかもしれません。でも、そういう意味では我々委員自身もこういうものをきちんと自分たちで把握しておく必要があるんです。いろいろ勉強しなくてはならないことがあるかと思います。

そういう意味で、ここまでの議論として委員とか委員のお話があって、十分に内容があるお話だと思います。

話を途中で切ってしまいました。先に進めましょう。

(事務局) ご意見ありがとうございます。先行してしまった部分もありますけれども、もう一度資料 1 の方に戻っていただきたいと思います。

先ほど委員からも財政力指数の有意性というものについてご説明いただきましたけれども、こ

の資料につきましては、議員一人あたりの人口と財政力指数という2つの要素が報酬にどう影響しているかというところで分析させていただきました。この議員報酬に対して2つの要素の関連性をみるには、重回帰分析という手法がございます。

資料(2)の方に、説明書きをさせていただきました。統計学という分野になりますと私どももなじみがございませんでしたので、説明に誤り等ございましたら遠慮なくご指摘いただければと思います。議員報酬と議員一人あたりの人口。資料1で示させていただきました一対一の関係です。これを単相関と呼ぶのに対しまして、議員報酬に対して複数の変数との関係を重相関、という言い方をしております。この重相関の関係を調べることを重回帰分析という言い方をしております。この変数につきましては、いろいろ議論があるんですけれども多ければ多いほど良いというわけでもなく、逆に多すぎると結果が複雑になってしまって、解釈が難しくなってしまうということも言われております。結果として分析したものの精度が下がってしまうということにもつながってしまいます。

よく言われておりますのはサンプル数、ここで言えば、例えば県内14市のデータであるとか、類似団体17市のデータ。この数の16分の1から15分の1程度が妥当というふうに言われていることもございまして、今回の場合ですと、変数は1つ~2つが適当であるというふうにも言えます。

この重回帰分析につきましては、パソコンのExcelの機能で簡単に分析結果がでるようになっております。この資料2の1ページの県内14市と類似団体17市それぞれのデータをExcelで処理したのが2ページ目以降になっております。

まず2ページ目につきましては、県内14市の分析結果になっております。t値など変数についても先行してご説明賜りましたけれども。

まず一つ目のポイントというのが、下の方にある係数のところをご覧いただきたいと思います。一番上から切片、議員一人あたり人口、財政力指数という順で数字が並んでおります。これらの係数を数式にすることで、議員報酬に対する議員一人あたりの人口、そしてもう一つの変数である財政力指数、この相関関係のモデルというものを作り出すことができます。その数式を回帰式というふうに呼ぶんですけれども、ページの一番下に枠で囲んだ数式になります。ここでいうYというのは、議員報酬の額にあたります。県内14市の議員報酬の額に対する議員一人あたりの人口と財政力指数の関係を表した回帰式というふうになります。

次に、ページの上の方にある黄色の部分ですが、重相関Rと重決定R²という二つの値がございます。こちらは、一般的には分析結果の精度を示す値として見ることができます。これが1に近いほどこの回帰式の精度が高いという指標的な解釈をすることができます。

続きまして3ページ目をご覧いただきたいと思います。(4)といたしまして、こちらは同様に類似団体17市の重回帰分析の結果でございます。こちらについては、精度の方がすごく低い。県内14市と比べてこの係数がすごく低く出ておりますので、モデル式としての精度が低いというような分析結果が出てきております。で、先ほど委員からご指摘ありました財政力指数の関係性というものの数値も出ております。

今回は、2ページ目と3ページ目で得られました回帰式を基に、これを松阪市の人口と、議員一人あたりの人口と財政力指数、これを当てはめた場合に導き出される金額を参考として提示させていただきました。そちらが4ページ目になります。

まず、県内14市における回帰式を用いた場合についてでございます。その表の上にあります回帰式、こちらを松阪市に当てはめた場合、右の黒い太枠で囲ったところの金額、回帰式に基づく報酬といたしましては、488,695円が参考値として導き出されました。1,000円未満を端数処理した場合、488,000円という参考値になります。

引上げ率で申し上げると 8.7%となっており、過去の引き上げ幅と比較しても、大幅な引き上げ率になります。ただ、感覚的なものではなくて、分析に基づいたある程度の根拠はある金額であることは言えるかと思います。

この結果を図でわかりやすく示させてもらえればいいんですけれども。変数が2つ以上になってくると、平面上で表現するのは困難になってきますので、こういう表現の仕方でご了承いただきたいと思います。

後の議論になってくるとと思いますが、合わせて議長・副議長の額についても参考値をお示しさせていただきます。その表の下の方にありますけれども。現行の議員の報酬月額を 100 とした場合の議長・副議長の額の割合、現行ですと、副議長については 113.1%、議長が 126.9%という数字で定まっております。これを先ほどの回帰式で導き出した 488,695 円を 100 とした場合と同じような形で設定いたしますと。副議長については 552,000 円、議長については 620,000 円となります。

で、その右側の参考の欄ですけれども。こちらは松阪市の議員報酬の割合ではなくて、令和 7 年 4 月 1 日時点の県内 14 市、それぞれの市の議員と副議長、議員と議長との割合、それを出したのについて議長・副議長、それぞれの平均を取ったものになってございます。それをご覧いただくと、松阪市は議員に対する副議長の報酬の額の割合が平均よりも高い。議長にしても若干 0.3 ほど高い。そういったことも言えますので、額の改定をされる際に県内の平均に合わせることもできる選択肢のひとつということで、参考にお示しさせていただきます。

続きまして 5 ページをご覧くださいと思います。こちらは類似団体 17 市における、回帰式を用いた場合になります。表の上にあります回帰式を当てはめた場合の松阪市の報酬につきましては、右から 3 列目のところですが、481,491 円となります。端数処理いたしますと、481,000 円という参考値。引上げ率で申し上げますと 7.1%になります。

議長・副議長の額につきましても、先ほどと同様に現行の額の割合で定めたもの、参考といたしまして、令和 7 年 4 月 1 日時点の類似団体 17 市のそれぞれの割合の平均を当てはめた場合の額の 2 種類を示させていただきました。

最後になりますけれども、次のページをご覧くださいと思います。1 月 2 月の議論の中でも予算への影響についての意見がございましたので、先ほどの参考金額の場合における、議員報酬全体の予算がどう変化するかということについて、参考にお示しさせていただきました。表現がわかりづらい指標で大変申し訳ないんですけれども。一番上の表が現行の報酬の額、かつ定員が 28 人だった場合の年間総予算額になります。議長は 1 人、副議長も 1 人。で、議員は 26 人。合計 28 人になりましてそれぞれの報酬月額であるとか、期末手当、これを 4 月 1 日時点のもので、12 ヶ月分出した場合の合計額が、2 億 580 万円という形で、A の金額が出ております。

で、その下の表が報酬の額は変わらず定数が 24 人になった場合の総額を示させていただきました。こちらは 1 億 7,680 万円ということで単純に議員 4 人分の削減分というふうに見ていただいて結構です。したがって、B と A との差 2,898 万円は、現行の議員の年収 4 人分に相当する減ということになっております。

一方で、先ほど参考としてお示しさせていただきました県内 14 市における回帰式を用いた場合の額で改定した場合の年間の予算を示させていただきました。C の金額ですが、1 億 9,110 万円となり、下がった B の金額から引き上げた分との差というのがおよそ 1,536 万円ということで。現行の議員の年収およそ二人分というような額になろうかと思います。なお、類似団体 17 市における改定があった場合については、1 億 8,900 万円ということでこちらはおよそ 1,260 万円の増となりました。

以上、申し上げた報酬額はいずれも分析結果による参考資料という形でございますので、先ほど

委員からもご意見ありましたように、例えば、あまりにも引上げ幅が大きいと思うところもありましたら、半分にするという考えもありますし、そもそも全く違った視点からの報酬の額の在り方というのかもしれないと思います。それについてまたご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

（会長）資料２は数式ばかりで理解しにくい部分があるかもしれませんが、議論をする際のたたき台の一つ、参考資料として見てください。類似団体よりも三重県内の１４市の方が分析の精度が高いとは思いますが。各委員、これらをご覧になってどう考えるか、まず確認させていただきたい。

（委員）県内１４市の比較が根拠としてもよいと思う。

（会長）ありがとうございます。委員はどうでしょう。

（委員）以前から類似団体の定義に疑問を持っていまして、経済規模なんか考えると例えば刈谷市と同じ類似都市なのかなど。刈谷はデンソーの本社のあるところでしょう。鈴鹿にしても、経済規模が鈴鹿と同じとは感覚的に思えない。

（事務局）人口と産業構造の割合で分類されます。１次、２次、３次産業。

（委員）割合なら仕方ないが、経済規模としては疑問が残るので、県内比較をベースにしたほうがよいと思う。

（会長）類似団体というのは指標がいくつもありますから、そこまで意味がないのかなど。やはり我々としては身近な三重県でどうなのか、というのも大切なこと。委員はどうですか。

（委員）私も県内かなと思いますが、委員がおっしゃった類似団体がずっと比較されてる理由がおそらくあると思うんで。三重県以外あるということを頭の片隅に置きとけよという目的なのかなど邪推をしてしまいますが、基本は１４市でいいと思います。

（会長）委員は。

（委員）私も県内で。

（会長）委員はどうでしょう。

（委員）私も県内で。

（会長）委員は。

（委員）県内でお願いします。

（会長）全員一致ということで、県内１４市での比較をベースに議論を進めたいと思います。ちょっとした議論をする上で、この分析というのは便利だなと思います。

（事務局）失礼します。比較対象に類似団体を含めている理由について説明します。
報酬等審議会において類似団体を比較対象としていることの理由ですが、古くは昭和 43 年の国からの通知の中で、特別職の報酬審議会についての指針といいますか運用方針が示されていて、その中で、審議会への提出資料については、「3 役及び議員の給料につき、審議会で諮問を行うに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額等の資料を提出して十分な審議が行われ、適正な答申がされるよう配慮すること。」ということが示されております。以上です。

（会長）総務省としても地方分権であってもそれぞれ自治体が自由に決めていかれると困るというのがあるかとおもいます。

（委員）質問いいですか。449,000 円は上がった額でしたでしょうか。

（事務局）そうです。令和 7 年 4 月 1 日から。4000 円の引上げになります。

（委員）わかりました。すごい額上げとなるとなかなか。

（会長）一理あると思います。考えてみれば、これまで松阪市は安かったという捉え方もできます。
皆様のご意見を伺ったところ県内 14 市の資料のほうがよいという意見でしたが、改めてその額について、代替案であるとか他の考え方をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

（意見無し）

（会長）それでは、14 市の回帰式の報酬額を審議会の意見として進めていきます。
続けて、議長・副議長の報酬の額についてどうしましょうかという話です。参考として示されている松阪市の割合と比較団体の割合かということ、はたまた別の案などあればということですが。委員いかがでしょうか。

（委員）松阪市の割合で。

（会長）委員どうでしょう？

（委員）14 市の場合は県内の平均ということか。

（事務局）4 ページの左側の黄色いところ。113.1 と 126.9 というのが 4 月 1 日時点の議員に対する副議長の割合、議員に対する議長の割合になっております。一方、右側の参考というのは県内の 14 市の平均値になります。県内各市の議員に対する副議長の割合、県内の議員に対する議長の割合、それぞれ出したものを 14 で割り平均を取ったものの値になっております。以上です。

（会長）確認しましょう。県内平均というのは 14 市のことか。

（事務局）そうです。分析対象、回帰式の対象が三重県内の 14 市ですので、割合の平均も 14 市で取ったものにしております。

（委員）いいですか。この右の 3 列消しといったらよかった。しかも議長に至ってはほぼ一緒。113.9。今回の議論には関係ないんで。これ別に改定しなくてもこの話、したらしたでいい話。他の市と。これはあくまで議員と副議長、議員と議長の相関の話をしてるだけであって、今回の話、論点ずれてるかなと思うんです。これが数字違って水準に合わせたいとかそんな話を入れてくるんやったらいいと思うんですけど。何のために議員さんのやつ入れたんかなと。見てもらったらわかるように、例えば議員なんか額一緒なんですよ。それを 109%、113%、124%、126%かけたらちょっと変わってくるよと。そんな形だけのあんまりどっちでもいいような今回とは関係のない話なので、入れないでほしかった。

（事務局）失礼いたします。今回は議員の報酬だけではなくて、議長・副議長の報酬についても議論していただく必要がございますので、議論の幅を持たせる意味でお示しさせていただきました。また、これまでも審議会の中で他市と比較して議員は低いけれども議長は高いとか、そういったご指摘を度々いただいておりますので、平均に合わせれば、多少は是正ができるのかなとも思いましたので、参考として平均割合というのを合わせてご提示させていただいております。以上です。

（委員）思いとしては、追加で付けたということをちゃんと言ってほしかった。あまり中心の話じゃないから。

（会長）それじゃあ、そういう形で。議長・副議長の割合については、比較団体は無視しましょう。

（委員）4 月議長、副議長、議員を 1.1%上げたじゃないですか。そうするとこの割合は毎年変わりますよね。

（会長）そうです。

（委員）これって議員が決まったら、この割合でもって議長・副議長決めるんでしょ。だから議員が 1.1 上がったら、そのかける同じ割合で上がっていくから。元々の全体を 1.1 上げると、議員に対して 4,000 円上がって、議長は 5,000 円上がってるんじゃないかなかったです。6,000 円上がって、5,000 円上がってます、それを議員を 100 として割るなら、1.1 上がる。割合というのは毎年上がるんじゃないですか。

（事務局）失礼します。これまでの審議会では、議員の報酬全体としてお考えいただいて、その引上げ率というものを決めていただいていた関係上、議論はあまりなかったのですが、今回は議長でもなく副議長でもなく、議員の額をベースに資料を出させていただいています。同じ引上げ率という形の資料でもよかったんですけども、議長・副議長についてはこれまでも他市との比較で高い低いという意見がありましたので、ここでいう 108.7%をかけるのではなく、議員との相対関係というかそういった違う形でお示しをさせていただいた形です。私も要らない資料付けてしまって申し訳なかったんですけども。お願いいたします。

（委員）県内の平均は置いといて。議長と副議長の相関関係は変えずにこうと。今回はこれを変えずにこうという話です。今も 113.1%あるんでしょうね。449,000 円と 508,000 円。その関係性を変えずにいったら右の額になるよというのを書いてあるので。

（委員）1.1%全体を上げてくという上げ方だと、毎年割合は議長・副議長はどんどん増えていくのが普通ですね。

（会長）比率を市の方で考えるか。他のことも考えるか。そういうことについてまず考えると、比較団体の平均で考える必要はない。

丁寧に一応伺います。松阪市だけで考えてもいいものを、他市のこともいろいろあって余計なことを考えなきゃならなかった。一応皆さんにお答えいただいたということで、議長、副議長の額については松阪市の比率をもとにした額でまとめていきたいと思います。

（異議なし）

（会長）もういくつかありますので、進めます。ひとつは、これをいつから変えるべきかという施行日の話です。今回、非常に特異な面もありますけど、施行日を遡って改正するというのは過去に 1 度もなかった。で、今回、答申を受けた側の市が条例改正案を提出して、最終的には議会で決まるということになります。早くて 9 月の議会になりますがそうすると 9 月の議会の最終日というのが、議決の日が 10 月 3 日ですね。予定でいきますと。月の途中なので、1 日から施行となると 11 月 1 日ということになると思います。

まず答申を出して、それを市長が見て判断して、場合によっては改正案出して、議会で聞く。最終的な決定は議会でするので。

（委員）この 108.7%。答申としてはこれで決定なのでしょうが、すごく多い。私の知っている世界から言うと結構な数字です。

（会長）多いから減らすというのは、何と比較して、何で減らすのということ。一つの平行線の中で。県内事業所の平行線の中で考えていくと、このへんが妥当だろうと。

（委員）他市の状況をいつも審議会ですしているじゃないですか、市長の給料の議論もそうですが。審議会の答申をもと上げてるんでしょうけど、例えば伊勢市からするとぎわつきますよね。同じぐらいの給料になったと。低かったという認識でいいのでしょうか。

（会長）結果として低かったということと、市町村合併、ここからずっと据置きで来ている。

（委員）そうですね。低いという考え方。

（会長）相対的にどんどんどんどん低くなっていく。

（委員）現状は桑名より低いですもんね。

（会長）そういう要因もあるので、割合だけ見るとこんなに、って思うかもしれないけども元々が低かった。一方、確かに民間も経済がなかなか良くなかったんでしょうけども。それと、議員さんたちの思い、どういうふうにやっていくかということを含め、これをきっかけにもっと頑張ってもらおうと、感じてもらえるといいと思うんですけどね。しっかりと市民のために仕事をしてもらおうと。モチベーションアップの材料となればいいかなとも思います。

（委員）一番最後のページにある A と C の差。議員定数が減る分の予算を全部報酬に再配分するのはおかしいという意見も 1 月の審議会に出ていた。他の施策に半分ぐらい回して、半分ぐらいは報酬に回してしてもよい、みたいなニュアンスの意見だったが、今回聞くとほぼ一致する。

（会長）4 人削減でおよそ 2 人分の増。

（委員）ちょっと教えてほしい。津市が議員定数を 4 名削減しましたよね。その場合、津市はどういう動きをされているのか。

（事務局）失礼いたします。その動きについては把握しておりませんので 3 回目、来週ですね、また情報がありましたらお知らせさせていただきたいと思います。

（会長）確かにいろんな計算の仕方がある。余談ですけど、原価方式ですよ。あれはすごく単純な計算式。要するにね、市長の一年間の職務遂行を分母にして、議会とか議員さんたちの活動費を分子にして比率を出す。それで決められている。

議員さんたちの日数が増えてくれば、市長の給料に近づいてくるというわけですよ。そういうことを一部のところで報酬をどうやって決めたらいいのか。全国議長会町村会の報告書の中を見ていたら、365 じゃなくて、平均 305 日。これだから難しい。議会開いてればいいのか、何か活動してればいいのか、日数だけだとよくわからない。それから考えれば、県内の市、近隣の市はどうなっているのか、というのは気になるころだろうし、目安にもなるし。県内 14 市を中心にして、松阪市の報酬を決めていくこともどうだろうと思うんです。

それでざっとまとめてみますと。議員の報酬額は県内 14 市の議員一人あたりの人口、財政力指数。それらの相関関係から、449,000 円。議長・副議長の報酬額については、これは議員を 100 とした場合の松阪市の比率にもとづき、議長については 620,000 円、副議長については 552,000 円。こういう金額になっています。施行日は 11 月 1 日。

今の議論まとめていくと、こういう方向で答申をまとめていきたい。唯一、何を基にしたかという、一つの式です。散布図から見て、これ重相関の場合はなかなか。三次元になるので、視覚的には分かりづらいが。この報酬が妥当かどうか、特に報酬という形で、議員の場合は特別な仕事をしてもらって、選ばれた人たちが仕事をしていくので。通常の、他の方とは違うという意味合いも含めて考える必要があるかと。

そういうことを考えていくと、特別な仕事をするということについての報酬というのは、どうしても主観的にならざるを得ないところもある。せめてものきっかけを与えてくれたのは委員ですよ。相関関係とか、そういう分析をしていったらどうか。良いご提案だったと思います。これでもって、今日の議論ですが、委員のおっしゃったように、とにかく最初のあたりをきちんと踏まえて議論をしていかないといけない。何のためにやっているのか。ただし、答申というのはあくまでも答申。あくまでも市長の諮問に応じて答えが出ました、ということだけをお伝えさせていただく。最終的にはもう一回、数日後になりますけど。またよろしくお願いします。

以上、ここまででよろしいでしょうか。何か念を押しておきたいことはありますでしょうか。じゃあ事務局に返します。

（事務局）ありがとうございました。先ほど会長からもありました通り、第3回の日程につきましては8月4日月曜日の午後3時から。場所につきましては、こちらの委員会室ではなく、本町にあります産業振興センターの2階の人材育成講座室という場所になりますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて審議会の方を終了させていただきます。お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上